

税

税のお知らせ

■問い合わせ先
税務課 ☎(40)5554

7～8月は市町村税徴収強化月間です

公平な納税を実現するために
納税の公平と税収の確保を図るため、栃木県滞納整理推進機構が主体となり、栃木県と各市町が協働して、県内一斉に徴収の強化に取り組んでいます。

納付の督促や催告に応じず、納付する意思がない人などには、財産調査を行い、財産を差し押さえることとなります。

滞納になる前に税務課に相談してください
状況をお聞きしたうえで、徴収の猶予や分割納付をすることができます。

滞納になる前に税務課に相談してください
状況をお聞きしたうえで、徴収の猶予や分割納付をすることができます。

納期限内納付にご理解ご協力をお願いします
納税は便利で確実な口座振替をご利用ください。

納税は便利で確実な口座振替をご利用ください。
コンビニでも納付できます。

滞納整理のながれ

納期限

20日以内 ↓

督促状送付（地方税法第329条等）
（督促手数料100円がかかります）

↓ ↓

完納

未納

10日経過 ↓

差 押

（地方税法第331条等）

しもつけクイズ

問4

メロンパン1個のカロリーはご飯何杯分？

原付バイク等のオリジナルナンバープレート 交付のご案内

下野市の知名度向上を目的に、平成25年7月から原付バイク等のオリジナルナンバープレートの交付を行っています。

市の広告塔として、ぜひ、ご利用ください。

■対象車種

- ・原付一種（50cc以下） 白色
- ・原付二種乙（90cc以下） 黄色
- ・原付二種甲（125cc以下） 桃色

・ミニカー

※小型特殊自動車（緑色）は除きます。

■ナンバープレートの交換

交換希望者には、現行のナンバープレートから無料で交換します。

■交付場所

- 市民課
- ・国分寺住民記録窓口（国分寺庁舎1階）
- ・南河内窓口（南河内図書館2階）
- ・石橋窓口（石橋庁舎1階）

■申請に必要なもの

所有者及び届出者の印鑑、車



平成26年6月末で約400枚のご利用をいただきました。ありがとうございました。

両情報（車名、車台番号、排気量、型式認定番号など）、本人確認ができるもの（運転免許証など）、交換の場合は、現在のナンバープレート、名義変更の場合は、譲渡証明書または旧所有者の印鑑も必要です。

■その他

・番号を指定することは、できません。

・番号変更に伴い、自賠責保険等の手続きが必要になります。詳しくは、加入している保険会社にお問い合わせください。

■問い合わせ先

税務課 ☎(40)5554